

船橋市歯科診療所 第4次中期目標

船橋市歯科診療所条例（平成26年条例第49号）第12条第2項の規定に基づき、船橋市かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所および船橋市さざんか特殊歯科診療所（以下「歯科診療所」という。）が達成すべき管理に関する中期的な目標（以下「中期目標」という。）を次のように定める。

令和4年11月14日

船 橋 市 長

前文

歯科診療所では、障害児や障害者、要介護高齢者に対する歯科診療のほか、要介護高齢者への訪問による歯科診療および摂食嚥下機能訓練を充実させることにより、地域包括ケアシステムの一翼を担い、口腔ケア体制の充実強化及び在宅歯科医療の普及に貢献することが期待されている。

このため、歯科診療所を管理する指定管理者においては、これまでに培った歯科診療や口腔ケアに関する経験や実績及び診療所管理のノウハウを活用するなど、診療所の管理運営に最大限の努力を傾注されたい。

第1 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とする。

第2 中期目標

歯科診療所は、以下に示す中期目標を達成するよう努めなければならない。

1. 患者及びその家族に対して提供するサービスに関する事項

患者及びその家族が望んでいることは、生涯にわたり安全かつ楽しく食事ができることである。そのためには口腔機能の維持が必要不可欠であり、個々の症状に応じた最適な治療や摂食嚥下機能訓練を行うことにより、患者及びその家族のニーズに対応し、QOL（生活の質）の維持もしくは向上を図っていくことが重要である。また、口腔ケア体制の充実強化及び在宅歯科医療の普及を図っていくことで、地域包括システムの一翼を担うことが期待されている。

よって目標値としては、次のとおり定める。なお、休日歯科診療の患者は評価対象から除くものとする。

目標 1 口腔ケアの充実

目標項目	目標	目標値	備考
① 歯肉の炎症	口腔ケアにより症状の改善もしくは現状維持をめざす	「可」の患者の割合が70%以上	定義については別紙1を参照
② ぜったい舌苔			

目標 2 摂食嚥下^{えんげ}機能訓練による口から食べる機能の維持

目標項目	目標	目標値	備考
評価開始時に経口摂取ができている患者の食べる機能の維持	摂食嚥下機能訓練により、概ね6ヵ月を目安として経口摂取できる状態を維持する	維持できた患者の割合が70%以上	定義については別紙1を参照

目標 3 固定診療の患者満足度

「満足」と「やや満足」を足した割合が80%以上

※ 固定診療とは診療所における歯科治療、摂食嚥下機能訓練および口腔ケアをいう。

目標 4 訪問診療の患者満足度

「満足」と「やや満足」を足した割合が80%以上

※ 訪問診療とは患者の自宅等における歯科治療、摂食嚥下機能訓練および口腔ケアをいう。

2. 管理の効率化・財務内容の改善に関する事項

歯科診療所が患者及びその家族に対して質の高いサービスを提供しつづけるためには、運営の基盤となる財務状況の安定が必須条件となる。このため、歯科診療所が有するさまざまな人的・物的資源を有効に活用すること、設定した指定管理料を指定管理期間内で計画的に執行することなど、安定的な経営を行なうことのできる適正な財務状況の維持に努めること。

目標値としては、次のとおり定める。

目標 5 かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所 指定管理料の執行率

100%以下

目標 6 さざんか特殊歯科診療所 指定管理料の執行率
100%以下

3. その他管理に関する重要事項

より安全で質の高い診療を確保するためには、歯科医師・歯科衛生士等に対して医療安全研修や技術向上を目的とした研修を行うことが重要である。このため、中期目標期間において研修プログラムを作成し実施に努めること。

目標としては、次のとおり定める。

目標 7 従事者に対し医療安全研修や技術向上を目的とした研修を実施する。

第3 添付書類

別紙1 中期目標の各項目における定義

別紙2 各目標アンケート調査項目

1. 固定診療

歯科治療・摂食嚥下機能訓練・口腔ケアの患者または家族へのアンケート調査項目

2. 訪問診療

歯科治療・摂食嚥下機能訓練・口腔ケアの患者または家族へのアンケート調査項目

別紙 1 中期目標の各項目における定義

	目標	項目	定義
1 患者及び その家族 に対して 提供する サービス に関する 事項	目標 1	口腔ケアにより症状の改善もしくは現状を維持している (A)	(ア)「評価開始時の①歯肉の炎症、②舌苔の合計点が4点以上の場合（症状がある場合）」 概ね3ヵ月後に①、②の合計点が初診時より下回っていた場合(症状の改善)を「可」とする。 (イ)「評価開始時に①歯肉の炎症、②舌苔の合計点が3点以下の場合」 概ね3ヵ月後に①・②の合計点が3点以下の場合（現状維持）を「可」とする。 口腔内の状態が「可」と評価された患者の割合を算出する。算出式は次のとおり。 $(A) = \{ (ア) + (イ) \} \div \text{口腔ケアを行っている患者数} \times 100 \text{ (単位: \%)}$ ※目標項目①歯肉の炎症および②舌苔の説明及び評価については以下のとおり。
		① 歯肉の炎症	歯肉の炎症…適切なブラッシングが出来ておらず口腔内が不衛生な状態になることで歯垢がたまり、歯肉に炎症が起こることにより、赤みや腫れ、出血などの症状が起きる。 0点：なし 1点：軽度（一部からおおむね口腔の半分以下） 2点：中等度（半分以上） 3点：重度（全域）

		② 舌苔	舌苔…口腔内常在菌、だ液の機能状態などにより舌の表面に白色または黄褐色または黒色の苔状に見えるものをいう。舌苔が多く厚くなると、味覚や感覚を低下させることで食欲を減らして、食物摂取を減少させる。 0点：なし 1点：うすく一部 2点：うすく全面 3点：厚く
	目標 2	経口摂取できる状態を維持できた患者の割合 (B)	摂食嚥下機能訓練の評価開始時において経口摂取ができており、かつ概ね6ヵ月を目安に経口摂取できる状態を維持できた患者の割合。(ただし、嚥下を行う神経の麻痺もしくは嚥下を阻害する腫瘍性の病変がある場合、または評価不能の場合を除く。) なお、評価には患者が経口摂取できる下記食事の形態を用いる。 0点：普通食 1点：嚥下食 2点：流動食 3点：経口摂取困難 算出式は次のとおり。 $(B) = \frac{\text{経口摂取できる状態を維持できた患者数 (0 \sim 2 \text{点})}}{\text{評価開始時に経口摂取ができていた患者数 (0 \sim 2 \text{点})}} \times 100$ (単位：%)
	目標 3	固定診療患者満足度 (C)	固定診療患者及びその家族に対し、各項目について4段階評価(満足・やや満足・やや不満足・不満足)のアンケート調査(別紙2)を行う。患者及びその家族の満足度

			として、全有効回答のうち「満足」と「やや満足」と回答したものの割合を算出する。算出式は次のとおり。 $(C) = (\text{「満足」と「やや満足」の合計数}) \div (\text{全有効回答数}) \times 100 \text{ (単位: \%)}$
	目標 4	訪問診療患者満足度 (D)	訪問診療患者及びその家族に対し、各項目について4段階評価（満足・やや満足・やや不満足・不満足）のアンケート調査（別紙2）を行う。患者及びその家族の満足度として、全有効回答のうち「満足」と「やや満足」と回答したものの割合を算出する。算出式は次のとおり。 $(D) = (\text{「満足」と「やや満足」の合計数}) \div (\text{全有効回答数}) \times 100 \text{ (単位: \%)}$
2 管理の効率化・財務内容の改善に関する事項	目標 5 ・ 目標 6	指定管理料の執行率 (E)	各診療所の支出（ウ）と収入（エ）との差額を、事業計画において算出した指定管理料（オ）で除して100%を乗じて算出した割合。算出式は次のとおり。 $(E) = \{(\text{ウ}) - (\text{エ})\} / (\text{オ}) \times 100 \text{ (単位: \%)}$
3 その他管理に関する重要事項	目標 7	従事者への研修の実施 (F)	毎年度実施計画を立て、従事者に対し医療安全研修や技術向上を目的とした研修を実施する。

別紙2 各目標アンケート調査項目

1. 固定診療

歯科治療・摂食嚥下機能訓練・口腔ケアの患者または家族へのアンケート調査項目

以下の4項目について4段階評価（満足・やや満足・やや不満足・不満足）を行うアンケート調査を実施する。

- 当診療所の診療の内容・説明についてご満足いただけましたか。
- 予約受付の対応についてご満足いただけましたか。
- 診療のスタッフの対応についてご満足いただけましたか。
- 待ち時間についてはいかがでしたか。

2. 訪問診療

歯科治療・摂食嚥下機能訓練・口腔ケアの患者または家族へのアンケート調査項目

以下の3項目について4段階評価（満足・やや満足・やや不満足・不満足）を行うアンケート調査を実施する。

- 当診療所の診療の内容・説明についてご満足いただけましたか。
- 予約受付の対応についてご満足いただけましたか。
- 診療のスタッフの対応についてご満足いただけましたか。